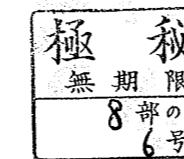


琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係22 返還交渉前史（対米・対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43736

八月八日
之子
之子



施政権返還に伴う沖縄基地
の地位について

昭和22.7.25
北米局長

1. 沖縄の施政権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割の調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。すなわち、施政権返還後の基地の地位を現状どおり留めることはわが方に困難があり、これを内地の基地並みとしては、極東における抑止力としての機能を十分果しえずとすれば、「現状どおり」と「内地並み」の間に日米双方が満足しうる取扱いをなしうるや否やが施政権返還の鍵である。
2. 沖縄の軍事基地は、米国の施政権にある現状においては、いわば完全に「自由使用」できるわけであるが、これを前記「内地並み」とする場合は、次のような制約が加えられるととなる。

(1) 安保条約上の制約

- (1) 基地使用の目的は、日本の防衛及び極東

の平和と安全に寄与するために限られる。

(2) 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協議の対象となる。

(2) 事前協議条項上の制約

下記の3項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

- (1) 案件頭の持込み及び中長距離ミサイル発射基地の建設。
ナラグーに
ミサイル
- (2) 戦闘作戦行動のための基地使用。
- (3) 大規模の配備の変更。

(3) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入城、物資及び労務の開通、刑事及び民事裁判~~及~~管轄権等の分野において、米軍は軍隊が長期にわたり外国に駐留する場合~~及~~通常課される制約に服することとなる。

3. 以上の諸制約のうち、極東における抑止力としての機能に直接関連するものは(2)の(1)及び(2)、すなわち、核弾頭の持込み及び中長距離ミサイル発射基地の建設、及び戦闘作戦行動のた

めの基地使用であり、爾余の諸制約は、わが方が米軍協定上の約束を完全に果す以上は、米側としても受諾すべき性質のものであると認められる。

4. わが国が米軍に期待するところは、極東において抑止力として健在であることとであり、問題はその一環として沖縄における米軍基地の地位はいかにあるべきかということである。事は軍事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止力たるの地位にないわが方としては、米軍が最少限いかなる「自由」を必要とするやの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全般的利害の判断からその領域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが、施政権返還問題の核心なりとの態度にててくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放置しえずとの見地から施政権返還問題を動かそうとするならば、前記2(2)の(4)についてわが方としての腹案がなければならない。

5. 上記2点に関してわが方は下記の態度をとるべきものと考える。

- (1) 案件頭の持込み及び中長距離ミサイルの発射基地の建設は事前協議の対象とする。
核弾頭の持込みはわが国の現状よりみて最も困難な問題である反面、米軍が當時これを沖縄に配置しなく必要はないと思われる。よつて、これを事前協議の対象とするも、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイル用の核弾頭については別途考慮する。
- (2) 案件頭搭載の艦船、航空機の出入は容認する。
核弾頭搭載の艦船、航空機の出入は容認する。
- (3) 現存のミサイル発射基地存続は容認する。
- (4) 戰闘作戦行動のための基地使用は事前協議の対象としない。
沖縄の最も重要な使命は、支那基地としてよりも前線補給基地としての機能であると認められるが、たとえば沖縄から飛立つ給油機の空中給油とか、輸送機による戦線への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の範囲に属

し、また極東地域に局地戦闘が発生した場合沖縄にある海兵隊が直ちに発進しうることは抑止力としてきわめて重要な要素であると認められる。

この種の基地使用を容認することは、極東の平和と安定維持のためわが方としてそれだけ政治的責任を引受けこととなり、米側は従来の経緯よりわが方の態度に多分に危ぐの念を抱いているところであるが、わが方としては、抑止力維持の見地よりこの種の基地使用を認めめる必要があると思われる。

6. 治政権返還後の米軍の地位についていかなる取扱いができるようとも、返還により沖縄の地位は全体として正常化し、改善されるのであるから、沖縄側はこれを受容れるであろうが、内地の米軍基地と異なる地位の基地を存続させるときは、従来の治政権返還運動は直ちに米軍基地を「内地並み」とすべしとの運動にとつて代えられることは明らかである。沖縄の現状打開のためには、眞実における沖縄の軍事的役割りに

かんがみて、わが方としては相当な政治的責任を引受ける用意がなければならないが、要はわが国の防衛姿勢の問題であつて、(1)極東及び日本の安全のため沖縄の基地が当分「内地並み」ではありえないこと、(2)安保条約、地位協定上の約束は完全に履行すること、(3)沖縄返還に伴うわが国自衛隊の防衛責任拡大と沖縄の治安維持について遠算ながらしめること、等の諸点について政府として十分の準備と見通しを持ち、いかなる取扱いを行なうにしても、やがて極東の情勢が変つて基地の「内地並み」を許す時期が到来するまで、安定した持続性あるものとしなければならない。

極 級
無期限
8部の内
7号

大半得

施政権返還に伴う沖縄基地の地位について

昭和22.8.3
北米局長

1. 施政権返還と基地の地位

沖縄の施政権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割の調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。すなわち、返還後の基地の地位を現状どおり認めるとはわが方に困難があり、これを内地の基地並みとしては極東における抑止力としての機能を十分果しえずとすれば、「現状どおり」と「内地並み」の間に日米双方が満足しうる取扱いをなしうるや否やが施政権返還の鍵である。わが方は施政権返還後においても本軍が極東において抑止力として健在であることを期待するものであるが、問題は、そのため返還後における沖縄の米軍基地の地位はいかにあるべきかということである。事は軍事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止力たるの地位にないわが方としては、米軍が最も限いかなる「自由」を必要と

するやの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全体的利害の判断からその領域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが施政権返還問題の核心なりとの態度にててくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放棄しえずとの見地から施政権返還問題を動かそうとするならば、返還後の米軍基地の地位についてわが方としての腹案がなければならぬ。

2. 「現状どおり」と「内地並み」の相違

沖縄の軍事基地は、米国の施政下にある現状においては、いわば完全に「自由使用」できるわけであるが、これを前記「内地並み」とする場合は、次のような制約が加えられることとなる。

(1) 安保条約上の制約

(1) 基地使用の目的は、日本の安全及び極東の平和と安全に寄与するために限られる(第6条)。

(2) 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協議の対象となる（第4条）。

(2) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入境、物資及び労務の調達、刑事及び民事裁判管轄権等の分野において、米軍は軍隊が長期にわたり外國に駐留する場合通常課される制約に服する。

(3) 事前協議条項上の制約

次の3項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

(1) 米軍配置の重要な変更

(2) 米軍装備の重要な変更（核兵器の持込み、中長距離ミサイルの持込み及びその発射基地の建設）

(3) 戦闘作戦行動のための基地使用

3. 安保条約上の制約

基地の使用目的及び一般的協議に関する前記2(1)の制約は、在沖米軍の役割りに実質的制約を課するものではないから、この点より返還に支障ありとは認められない。

まか、米国は第3条により沖縄を日本的一部として防衛する義務を負うこととなるが、これも現状を実質的に変更するものではない。

4. 地位協定上の制約

現行地位協定は、この種の取扱いとしていわば国際的規準に合致したものであつて、施設権返還後は在沖米軍も当然これに従うべきであり、地位協定上の例外を設けることは困難である。

他面地位協定の規定が完全に履行されることは米軍の活動のために必須であつて、特に必要な施設区域の提供並びにその運営について、わが方としてもいわゆる基地反対運動等により支障を起すことなきよう、治安当局及び施設庁において十分の用意が必要である。

まか、地位協定に関連する問題として、電気、水道の公益事業や主要道路の管理等は現在米軍により行なわれているが、これらは当然わが方に引継がれなければならない。

5. 事前協議条項上の制約

沖縄の基地の「現状どおり」と「内地並み」

とを極東における抑止力としての機能の観点より対比すれば、最も重要な相違は事前協議条項上の制約であり、基地の地位について日米間に合意をみうるや否やはこれにかかっていると認められる。これに関してわが方は下記の態度をとるべきものと考える。

(1) 核弾頭の持込み、中長距離ミサイルの導入及びその発射基地の建設は事前協議の対象とするよう主張する。

(2) 核の問題はわが国の現状よりみて最も困難な問題であるので、「米軍装備の重要な変更」は事前協議の対象とするよう強く米側に要求するものとする。

(3) 米側はポラリスが存在するに至つた現在戦略核兵器を沖縄に配置する必要はなくないものとみられ、問題は戦術核兵器にあると思われる。すなわち、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイルの核弾頭や戦闘爆撃機に搭載すべき核弾頭の貯蔵の自由を確保しようとするかも知れず、この点につい

ての議合いかんが最も問題になるかと思われる。

(2) 戦闘作戦行動のための基地使用は事前協議の対象としない。

(1) 沖縄の最も重要な使命は、攻撃基地としてよりも前線補給基地としての機能であると認められるが、たとえば沖縄から飛立つ給油機の空中給油とか、輸送機による戦闘への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の範囲に属し、また極東地域に局地戦闘が発生した場合沖縄にある海兵隊が直ちに発進しうることは抑止力としてきわめて重要な要素であると認められる。

(2) この種戦闘作戦行動のため基地使用を容認すれば、わが国が軍事行動に直接捲込まれるものであるとの議論を招来するであろうが、沖縄の地理的、軍事的地位にかんがみ、わが方としても抑止力維持の見地より、施政権返還実現に当つては、この種の基地使用は事前協議の対象としないこととする。

必要があると認められる。

なお、戦闘作戦行動の対象地域、あるいはその態様により事前協議を要しない場合を限定することは実際問題としてきわめて困難であるので、全体としてこれを事前協議よりはずすほかないと認められる。

(3) 米軍配備の重要な変更は事前協議の対象とするよう努力する。

配備の重要な変更は沖縄からの移動は含まれず、新たな大規模の常時配備を意味するところ、実際問題として将来沖縄に大規模な戦闘兵力を配備したり、海軍の大きな施設を置くようなことは可能性が少ないと思われるのでも、配備の変更を事前協議の対象とすることはあまり実質的意味はないが、なるべく「内地並み」とする見地よりはこれを対象にしておくことが望ましい。

6 施政権返還に伴う問題

(1) 施政権返還の手続としては、奄美大島の場合のごとく、米国が一方的に施政権を放棄す

る基礎の上に返還協定を結ぶこととする。返還されれば安保条約、地位協定、事前協議条項は自動的に沖縄にも本土と同様に適用されることとなる。よって前記事前協議に関する戦闘作戦行動のための基地使用及び場合によつては核兵器についての合意は、事前協議に関する「安保条約第6条の実施に関する交換公文」に従つて協議したものとして、返還協定と同時に別途交換公文でこれを取決めることとする。

(2) このようにして施政権返還後沖縄に「内地並み」でない地位の米軍基地が存続するときは、施政権返還運動は直ちに「内地並み」へのせん動にとつて代えられ、また本土以上に基地反対の運動が行なわれることも予想される。しかしながら、沖縄返還は強い国民的要望であり、政府としては相当な政治的責任を引受ける決意をもつて返還実現に努力すべきものと考える。沖縄返還問題は究極においてわが国の防衛姿勢の問題であつて、(1)極東及

び日本の安全のため沖縄の基地が当分「内地並み」ではありえないこと、付安保条約、地位協定上の約束は完全に履行すること、付沖縄返還に伴うわが国自衛隊の防衛責任拡大と沖縄の治安維持について遠算をからしめること、等の諸点について政府として十分の準備と見通しを持ち、いかなる取組めを行なうにしても、やがて福東の情勢が変つて基地の「内地並み」を許す時期が到来するまで、安定した持続性あるものとしなければならない。

極秘

核
事

8.8 陰謀の打合事件

42.8.8 拡字文書

8月8日午後2時半より45分 沖縄内閣閣僚室
にて 横河三子会、也原高、横河、高橋大臣
、吉原義良、次元、也原義友、北本謙吉、
事務官、井上、西田重友。

次元が、工正の安否を口頭で確認し、横河
、高橋が別途を訪問。

横河は、横河は室大臣改組の候事にあつて
、横河の腹となり、と述べられ、双方が迷惑せん

とされ、横河は事例より事件を示された上
、儀式改めればよろしい、座敷方式は改め
、横河は改められに付し、室内の座敷と外の
事務室は、半側の事件、横河に苦められし、横河
は、(事)事務室へ入る、どうせ早く、(事)事務室へ入る、

GA-4

外務省

はない。中華人民共和国へし、書の件
あり。

事務室は、半側は今朝、沖縄内閣閣僚室
にて、用意され、基地の地位は、12月12日、横河の

も御在室にて御覧、沖縄内閣閣僚室に入り、21時
半時、中華人民共和国へし、書の件

は、強制的である事がある。

新会員、今朝、横河の、(事)事務室にて、横河
は、(事)事務室にて、中華人民共和国へし、書の件

高橋は、(事)事務室にて、(事)事務室

GA-8

外務省

外務省電信案 (分類)

(回覧番号) 特密・極秘・密・平文・館長符号 (朱印)		※ 暗 略 平 総第 034149
※ 第 1302 号		※ 昭和年 42 月 8 日 時 分 発 09-19-09 (電信課記入)
大至急 (至急) 普通・LTF		発電係 KAWAKI
主管局(部)長 <u>大臣</u> 政務次官 <u>○</u> 事務次官 <u>○</u> 外務審議官 <u>SKC</u> 官房長 <u>○</u>		
主管局課名 北米局北米課 起案 昭和 42 年 8 月 9 日 起案者 <u>大臣</u> 電話番号 442		
協議先 <u>北米局長</u> <u>在米大臣</u> <u>大使</u> <u>在米大使</u> 在米大臣 <u>大使</u> <u>在米大使</u> 件名 三統領小笠原問題 (総理との打合せ)		
往電 1201 号 1 通し 8 日本大臣も同席の上、次言以下を有り 順序は、三統領小笠原問題→(1)三統領総理との 打合せを行なつたと云ふ、其模様つきと云ふ、 最後参考としている報道などを (南條ペーパー) と送り		

(昭和四〇・四二
改正)

GB-1

2

1. まず次言より、在沖縄米軍基地の役割に
關する 7 月 15 日付から方覺書に対する米側の
反応を説明したが、⁽¹⁾ 沖縄の施政権返還
をめぐる会談は、沖縄の基地の役割に
ついて「現状どおり」と「本土返す」の間に日本
双方が満足し得る取扱をなし得るや否やで
ある、(2) 「現状どおり」と「本土返す」の間で
何よりも重要な相異は、(1) 移管頃及ばず沖
縄距離三サイル程度のみ、並びに 7 司三サイルアーチ
基地建設、おとが(2) 戰斗作戦行動のための
基地使用をわが方へ事前協議の対象とす
るや否やである、(3) 米側ヒトの立場にあたっては、
基本 6 月 15 日核下開港 33 事項は事前協議の
対象とされ、極力努力するが戦斗作戦行動
につれては、少なからず極東の構造の好惡など

外務省

事前協議の要領を記すが、腹でモウカ
 必要とするところ、と題旨を骨子とす
 て、首脳會議の開催を読み上げる。
 2. 二輪の討議は、總理は、沖縄の施政権回復²⁹²
 は、高次の政治的判断を要する問題である。
 腹でモウカは、總理自身が決定しないでモウカ。特に
 施政権回復には、予め腹でモウカを云々する
 モウカ。施政権回復を強く要和し、それによ
 つて米側の反応を通して米側の施政権回復
 に該当する条件を採用するべきである。これ
 もれども、時間は要する問題である。右の方へ
 解決するには、即ち、~~該當する問題を~~、
 本問題は、即ち、國內の影響を考慮する必要
 ある。米側としては、沖縄から米軍が引揚げ
 れば、日本も困るが、そのうちは二七七

4
 云うだろか、それが生じる心配は要なく、本件
 日本国民が、ビタリ程度の基地使用をすれば
 我慢し得る分を見出さず、必ず範囲内である。
 問題解決を図るにモウカが必要である。沖縄
 の解決は、それに必要な時間がかかるのである
 が、じつは終着まで進むべきである。トモ原
 に重きを置くべきである。事の題旨を
 述べられた。

3. 事務当局よりは、米側より、總理統率
 による施政権回復は、即ち、該當する問題を
 考慮するが、陸軍將軍の基地の
 方へ、即ち、總理が見解を策定するまでは、
 云々。總理が腹でモウカを作成する
 ため、即ち、事務当局が、即ち、情報収集
 と分析を終めてモウカを、トモ原問題を進歩

5

3. 今後、沖縄問題の解決^{五七九}は、日本側^{日本側}
も政治的責任をとる覚悟が^{ある}。
●米側^{米側}は納得せしめ=ヒゲ^{ヒゲ}を^{ヒゲ}て^{ヒゲ}等を強調した。

4. 今後、事務当局より、總理の御意向^{〇一六}。
事務^{レジ}は^{レジ}「^{レジ}」^{レジ}。もし^{レジ}は^{レジ}安全保障約^{レジ}
^{安全保障約}沖縄への適用を前提として交渉^{レジ}など
御趣旨^{レジ}が^{レジ}何^{レジ}か^{レジ}。されば^{レジ}は^{レジ}、該レ^{レジ}今^{レジ}
「^{レジ}た^{レジ}た^{レジ}」^{レジ}「^{レジ}あ^{レジ}」^{レジ}ニ^{レジ}た^{レジ}事^{レジ}め^{レジ}あ^{レジ}いた
線を出^{レジ}す=レ^{レジ}く。とにかく^{レジ}位置を^{レジ}示^{レジ}め^{レジ}し。
先方から^{レジ}位置に^{レジ}当^{レジ}て^{レジ}条件を示^{レジ}せよ^{レジ}
「^{レジ}あ^{レジ}べきで^{レジ}ある^{レジ}御^{レジ}旨^{レジ}を答^{レジ}えられ、
また、事務当局より、米側^{レジ}にては、沖縄問題^{直面^{レジ}}
解決^{レジ}を^{レジ}日本側^{レジ}バーグ^{レジ}イン^{レジ}と^{レジ}見^{レジ}
出了^{レジ}し^{レジ}。日本側^{レジ}は^{レジ}ヒ^{レジ}、^{レジ}ヒ^{レジ}利益^{レジ}
(^{レジ}標準^{レジ}は^{レジ}リ^{レジ}ス^{レジ}ル^{レジ}ヒ^{レジ}ヒ^{レジ})

GB-3

外務省

6

今^{レジ}、沖縄基地^{五七九}は、何^{レジ}か^{レジ}の觀点^{レジ}が^{レジ}
合意^{レジ}は^{レジ}達^{レジ}す=レ^{レジ}る^{レジ}都^{レジ}望^{レジ}し、今^{レジ}意^{レジ}味^{レジ}で、日本
側^{レジ}は^{レジ}、沖縄基地が^{レジ}五七九^{レジ}は^{レジ}る^{レジ}が^{レジ}い^{レジ}
ハ^{レジ}二^{レジ}九^{レジ}意^{レジ}見^{レジ}を^{レジ}開^{レジ}き^{レジ}た^{レジ}。ヒ^{レジ}9態度^{レジ}が^{レジ}五^{レジ}旨^{レジ}を
説明^{レジ}(^{レジ}た^{レジ}に^{レジ}付^{レジ}しては、標準^{レジ}は^{レジ}リ^{レジ}ス^{レジ}ル^{レジ}ヒ^{レジ}ヒ^{レジ})
レ^{レジ}二^{レジ}九^{レジ}、ハ^{レジ}二^{レジ}九^{レジ}、米側^{レジ}が^{レジ}主^{レジ}体^{レジ}を^{レジ}う^{レジ}る^{レジ}が^{レジ}、
沖縄基地^{五七九}は^{レジ}二^{レジ}九^{レジ}、ヨ^{レジ}リ^{レジ}米側^{レジ}
ガ^{レジ}、^{レジ}主^{レジ}張^{レジ}立^{レジ}切^{レジ}出^{レジ}す^{レジ}ト^{レジ}ハ^{レジ}向^{レジ}ソ^{レジ}ベ^{レジ}キ^{レジ}で^{レジ}
シ^{レジ}ヒ^{レジ}の^{レジ}趣^{レジ}旨^{レジ}を^{レジ}示^{レジ}さ^{レジ}れ^{レジ}た^{レジ}。~~レジ~~

GB-3

外務省

06

極 祕	
無期限	
部の内 号	
外長直被	
文書課長	
公 信 案 (分類)	
公信番号	半北 第 1032 号
主管	北米局長
起案日	昭和42年8月9日
政務次官	北米局長
事務次官	参事官
外務審議官	北米課長
官房長	起案者 桂林 電話番号 442
受信者	在米 大使 殿
在米 大使 殿	発信者
写送付先	(希望発送日)
件名	沖縄・小笠原 向犯
GA-2	
9 290 省 回観番号	

米北第1032号

昭和42年8月 9日

在米大使殿

外務大臣

沖縄・小笠原 向犯

8月9日付逓半長第 1302号に因り
該理と打合せ。際 本省事務局より説明。
在米作成した文書を参考する別添送付

1.

別添 1. 「施設取扱い(半) 沖縄基地の地
(在) 702

別添 2. 「I. 在沖縄米軍の戦略上の役割
(在) 702」

外務省

GA-4

別添3. 「II わか木申入手に付丁」

半側の文書

付属添付

GA-4

外務省